

永久抹消登録が適切になされていない 自動車の所有者に対する催告葉書の発送等について

国土交通省自動車情報課では、自動車の解体報告がされた後、永久抹消登録が行われていない自動車の所有者に対して、毎年、催告葉書（別紙1）の発送を行っており、11月30日（木）に下記の対象者宛、当該葉書の発送した旨、連絡がありましたのでお知らせ致します。

なお、当該葉書を所有者が受け取った後に受付期限である平成29年12月22日までに手続き等がされなかった場合、職権により当該自動車の永久抹消登録が行われる予定とのことです。

記

【対象者】

今年度9月末時点で、以下の①～④の全ての条件にあてはまる者のうち24,000者を抽出。

- ① 解体報告を受領している自動車の所有者
- ② 2004年1月～2005年3月の間に自動車検査証の有効期間が満了した自動車の所有者
- ③ 所使同一の自動車の所有者
- ④ 事業用自動車、盗難情報設定自動車、抵当権設定自動車及び囑託により差し押さえ等された自動車の所有者を除く

以上

自動車の永久抹消登録の催告

自動車登録番号	XXXXXXXXXXXX		
車台番号	*1XXXXXXXXXXXX		
車名	XXXXXXXXXXXX		
調査日	平成 29 年 9 月 30 日	受付期限	平成 29 年 12 月 22 日

*1 職権打刻されているものは数字のみの記載となります。

連絡先 〒XXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TEL: 050-5540-xxxx
(つながりましたら「03321」と押して下さい。)
【電話受付時間 8:30~17:00】
【申請受付時間 8:45~11:45、13:00~16:00】
(土・日・祝日を除く)

注：電話受付期間は平成 29 年 12 月 22 日までとなります。

△△△運輸局 ×××運輸支局長

公 印
省 略

整理番号 ●●-▲▲▲▲▲▲▲

自動車の永久抹消登録の催告について

- あなたの所有名義となっている左記の自動車は、国土交通省の登録ファイルには既に解体された旨の記録がなされております。この自動車が既に解体されている場合は、道路運送車両法第 15 条第 1 項による永久抹消登録の手続きが必要ですのでお知らせします。
期限までに連絡がなく、手続きもされなかった場合は、同条第 5 項の規定により職権にて永久抹消登録をする場合がありますので念のため申し添えます。
※本状と行き違いで永久抹消登録の手続きをされた場合にはご容赦願います。
- 永久抹消登録の手続きには、所有者の方の以下の書類が必要です。
 - ・自動車検査証
 - ・ナンバープレート (前後計 2 枚)
 - ・発行後 3 ヶ月以内の印鑑証明書
 - ・代理人申請の場合は、実印を押した委任状 (本人申請の場合は実印を窓口にお持ち下さい。)
 - ・自動車検査証に記載の住所又は氏名名称に変更がある場合はつながりの分かる住民票、戸籍謄本、商業登記簿謄本等
 - ・引取り業者から通知を受けた移動報告番号と解体報告記録がなされた日を申請書に記載する必要がありますので控えてきて下さい。

郵便はがき

差出局名
料金別納 郵便

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

住 所 △ △ △ △ △ △ △ △

△ △ △ △ △ △ △ △

氏名又は名称 △ △ △ △ △ △ △ △ 様

△ △ △ 運輸局 × × × 運輸支局 □ □ □ 事務所

住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

お問い合わせ 050-5540-××××
(つながりましたら「03321」と押して下さい。)

【電話受付時間 8:30~17:00】(土・日・祝日を除く)

整理番号 ● ● - ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲

クルマの 永久抹消登録・ 一時抹消登録後の解体の届出 はお済みですか？

引取業者の
皆様！

- 自動車解体した場合、その所有者は当該自動車解体されたことがわかってから15日以内に「永久抹消登録」（一時抹消中の自動車の場合は「解体等届出」）手続きを行わなければなりません。（違反者は罰金に処される場合あり！）
- また、引取業者は引き取った自動車解体されたとき、その旨を当該自動車の所有者に伝える義務があります。

※こんな時は注意が必要です！

○ケース1

自動車をユーザー名義から自社名義に変更して引取り、一時抹消登録後に解体した。

⇒ 一時抹消登録の手続きのみで安心してはいけません。「解体等届出」を行う義務があります。

○ケース2

ユーザーから「この車についてすべて任せる」と廃車（解体）の依頼を受け、自動車の解体が完了した。

⇒ ユーザーとの契約関係を曖昧にいませんか？自動車の解体までを請負い、ユーザー（所有者）に解体されたことを伝えなければならないのか（ユーザー自身が永久抹消登録の手続きを行う）、ユーザーの代理人として永久抹消登録の手続きまでを請負っているのか、はっきりさせましょう。ユーザーとの無用なトラブルの防止に繋がります。

道路運送車両法の登録制度により、

国土交通省は自動車登録ファイルに自動車の所有者等を記録しています。

永久抹消登録、一時抹消登録後の解体等届出は自動車が適切に解体されたことを証明し、自動車登録ファイル上の登録情報と自動車の保有実態に合わせるための大切な手続きです。ご理解、ご協力をお願いいたします。

登録自動車（白や緑のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、ユーザーの住所を管轄する運輸支局等へお願いいたします。

※軽自動車（黄色や黒のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、ユーザーの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。

クルマの 永久抹消登録・ 一時抹消登録後の解体の届出 はお済みですか？

ユーザーの
皆様！

- 自動車解体した場合、その所有者は当該自動車解体されたことがわかってから15日以内に「永久抹消登録」（一時抹消中の自動車の場合は「解体等届出」）手続きを行わなければなりません。（違反者は罰金に処される場合あり！）
- 上記手続きを行わなかった場合、50万円以下もしくは30万円以下の罰金に処されることがあります。

※こんな時は注意が必要です！

- 自動車の廃車（解体）を「すべておまかせします」と伝えて、自動車の専門事業者（ディーラーや引取事業者など）に依頼し、解体が完了した。
 - ⇒ 廃車（解体）を依頼した事業者との契約関係を曖昧にいませんか？まずは、自動車の名義を事業者へ変更しているかどうかを確認しましょう。名義変更をしている場合、ユーザー様ご自身で永久抹消登録の手続きを行うのか、事業者が代理人として手続きまでを行うのかをはっきりさせることで、無用のトラブルを防止することができます。罰金が科せられるのは、国土交通省に登録された自動車の所有者です！

道路運送車両法の登録制度により、
国土交通省は自動車登録ファイルに自動車の所有者等を記録しています。
永久抹消登録、一時抹消登録後の解体等届出は自動車が適切に解体されたことを証明し、自動車登録ファイル上の登録情報と自動車の保有実態に合わせるための大切な手続きです。ご理解、ご協力をお願いいたします。

登録自動車（白や緑のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する運輸支局等へお願いいたします。
※軽自動車（黄色や黒のナンバープレートの自動車）に関する手続きのお問い合わせは、お住まいの住所を管轄する軽自動車検査協会コールセンターへお願いします。